

労働者派遣事業関係業務取扱要領の改正概要

改正箇所		改正内容	改正の概要
第3	労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置に係る手続	小規模派遣元事業主への暫定的な配慮義務の見直しに伴う改正	小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置について、平成28年9月30日以降は、経過措置により現在、特定労働者派遣事業を行っている者に限定して適用することとしたこと
		労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第一条の四第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第391号（キャリアアップ告示）の改正（平成28年厚生労働省告示第49号）に伴う改正	当該告示における、労働者派遣事業の許可要件における「キャリアコンサルティング」の定義について、告示改正の内容を反映したこと
		文言の整理等	
第4	（旧）特定労働者派遣事業に係る経過措置	文言の整理等	
第5	事業報告等	文言の整理等	
第6	労働者派遣契約	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の改正（平成28年厚生労働省令第131号）に伴う改正	労働者派遣契約で定めるべき事項として、日雇派遣を行わないことが明らかな場合は、政令第4条の号番号の記載を不要としたこと
		文言の整理等	
第7	派遣元事業主の講ずべき措置等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の改正（平成28年厚生労働省令第131号）に伴う改正	派遣元事業主が派遣労働者に明示すべき就業条件等及び派遣元管理台帳に記載することとされている事項として、日雇派遣を行わないことが明確な場合は、政令第4条の号番号の記載を不要としたこと
		文言の整理等	
第8	派遣先の講ずべき措置等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の改正（平成28年厚生労働省令第131号）に伴う改正	派遣先管理台帳に記載することとされている事項として、日雇派遣を行わないことが明確な場合は、政令第4条の号番号の記載を不要としたこと
		文言の整理等	
第15	様式第1号、第3号、第5号、第12-2号およびモデル就業条件明示書（通常版、日雇・メール版）	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の改正（平成28年厚生労働省令第131号）に伴う改正	「第6労働者派遣契約」、「第7派遣元事業主の講ずべき措置等」及び「第8派遣先の講ずべき措置等」に係る事項として、各様式について、改正内容を反映したこと
		文言の整理等	
	様式第11号	キャリアアップに資する教育訓練の実施状況の報告について	教育訓練の対象となる派遣労働者の数、実施した教育訓練の実施時間数や受講者数の報告の方法を明確化したこと
		文言の整理等	